

基本点数表			
保護者の状況等			点数
居宅外労働・外勤 ※就労証明書及び添付書類参照	就労時間 (休憩時間を含む。)	月180時間以上	20
		月160時間以上180時間未満	19
		月140時間以上160時間未満	18
		月120時間以上140時間未満	17
		月96時間以上120時間未満	16
		月80時間以上96時間未満	15
		月72時間以上80時間未満	14
		月60時間以上72時間未満	13
		月48時間以上60時間未満	12
就労予定(内定)	内定の場合は該当の就労点数から減点		△1
求職	自宅での求人情報等の閲覧、電話での活動等を除く。		4
出産	おおむね産前8週から産後8週 ※切迫流産等は「疾病(入院)」として取り扱う。		17
疾病	入院		22
	通院・自宅療養	入院と同等の治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	20
		自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	19
		安静の必要はないが月10日以上通院加療を要する場合	16
		上記以外の場合で保育が困難と認められる場合	15
	障がい	保育が日常的に困難と認められる場合(身体障害者手帳1級～2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳A)	20
		保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳3級～4級・精神障害者保健福祉手帳2級～3級・療育手帳B)	16
保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳5級～6級)		12	
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給している。		20
看護・介護・付添	常時看護・介護・付添を必要とする。		20
	常時ではないが、日常生活において恒常的に看護・介護・付添を必要とする。		19
	上記以外で看護・介護・付添を必要とする。		12
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復興にあたっている場合		20
不在	死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在		20
虐待・DVのおそれ	虐待又はDVのおそれがあること。		22
自営	自営・農業	就労時間 月180時間以上	18

等中心者 自営・農業 等協力者	(休憩時間 を含む。)	月160時間以上180時間未満	17	
		月140時間以上160時間未満	16	
		月120時間以上140時間未満	15	
		月96時間以上120時間未満	14	
		月80時間以上96時間未満	13	
		月60時間以上80時間未満	12	
		月48時間以上60時間未満	11	
	居宅外労働	自宅とは別に店舗等がある場合	月180時間以上	17
			月160時間以上180時間未満	16
			月140時間以上160時間未満	15
			月120時間以上140時間未満	14
			月96時間以上120時間未満	13
			月80時間以上96時間未満	12
			月60時間以上80時間未満	11
内職	自宅とは別に店舗等がある場合	月48時間以上60時間未満	10	
		自宅とは別に店舗等がある場合	1	
		月140時間以上	15	
通学・就学	週40時間以上の大学等への通学・技能習得のための就学	月100時間以上140時間未満	13	
		週30時間以上の大学等への通学・技能習得のための就学	16	
		週20時間以上の大学等への通学・技能習得のための就学	15	
		上記以外の大学等への通学・技能習得のための就学	13	
その他	市長が認める各事由に類する状態にある。	月48時間以上100時間未満	9	
			4～	
			22	

調整点数表

世帯の状況等		点数
世帯	母子又は父子世帯（60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く。）	3
	母子又は父子世帯（60歳未満の祖父母等と同居している。）	2
	準母子又は準父子世帯	1
	前記以外の世帯で生活保護世帯	2
	上記以外の世帯で離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯（60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く。）	2
	父又は母が産後休暇又は育児休業明けの世帯（育児休業明けについては就労期間が1年以上継続した場合に限る。）	1
	保護者が保育士、保育教諭又は看護師として市内の保育所等に就労予定又は現に就労する世帯	5

	保護者が保育士、保育教諭又は看護師として市外の保育所等に就労予定又は現に就労する世帯	3
	保護者が幼稚園教諭として幼稚園に就労予定又は現に就労する世帯	1
	保護者が市内の放課後児童クラブに就労予定又は現に就労する世帯	1
	保護者のいずれかが求職中である場合を除き、待機期間が3か月を経過している世帯（3か月ごとに加算し、最高5点まで）	1
	60歳未満の就労していない健康な祖父母と同居している世帯	△5
	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中（ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。）	2
児童	希望保育所等に兄弟姉妹が在所している場合	1
	申込児童のほかに、就学前児童がいる場合（児童1人につき1点）	1
	障がい児（入所申込児童が、集団保育可能とされた障がい児である場合）	3
	既に就労等を開始し、月ぎめで認可外託児所等を利用している。（受託証明書を提出している。）	1
	地域型保育事業等年齢要件により卒園する児童（2歳児クラス）	5
その他	市外在住者の場合（市内転入予定の場合を除く。）	△4
	その他市長が認める事由によるもの（状態により1～20点）	1～20
	正当な理由なく申請年度内に保育所等入所の内定を辞退した場合	△10
	待機児童削減のための調整点	1～3

優先順位	優先事由
1	市内在住者（転入予定者を含む。）
2	保護者又は児童の兄弟姉妹が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けているか、それに類する状況にある。
3	一時保育や認可外託児所等を利用し、既に就労等を開始している。
4	申込児童の兄弟姉妹（在園児・卒園児含む。）の保育料を6か月分以上滞納していない。
5	65歳未満の健康な祖父母と同居していない。
6	市内に65歳未満の就労していない健康な祖父母がいない。
7	市内に65歳未満の祖父母がいない。
8	兄弟姉妹が既に選考対象保育所等に入所している。
9	空き待ちをしている。（就労による空き待ち期間が長い方を優先） ※内定保育所等を辞退した、退職した等の場合は、空き待ち期間はその時点で一度0となる。

優先順位	状況別優先事由
1	要保護

2	育成支援児
3	ひとり親
4	災害復旧
5	疾病・障がい
6	出産
7	看護・介護・付添
8	就労
9	育児休業
10	学生
11	内定
12	求職
13	在所者

備考

- 1 状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額（住宅借入金等特別控除前の税額）の低い世帯から選考する。
- 2 利用調整に当たって、備考1の方法で優先順位が決定し難い場合は、その保育に欠ける要件を総合的に判断し、優先順位を決定する。